

○由仁町日常生活用具及び自助具等給付事業条例

平成12年3月24日条例第5号

改正

平成13年3月29日条例第14号

平成14年12月17日条例第26号

平成17年3月29日条例第10号

平成17年12月26日条例第18号

平成18年9月28日条例第30号

平成20年6月25日条例第40号

平成20年9月26日条例第46号

平成22年3月8日条例第11号

平成25年3月21日条例第8号

平成25年6月17日条例第22号

平成26年12月29日条例第16号

平成27年12月15日条例第27号

由仁町日常生活用具及び自助具等給付事業条例

(目的)

**第1条** この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定により、日常生活を営むのに支障がある者（以下「要援護者」という。）又はその家族に対して、日常生活上の便宜を図るための用具（以下「日常生活用具」という。）及び日常生活動作を補う用具（以下「自助具等」という。）を給付することにより、要援護者の日常生活の便宜を図り、健全で安らかな生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(実施事業)

**第2条** 町は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 障がい者（児）日常生活用具給付事業

(2) 自助具等給付事業

(対象者)

**第3条** 事業の対象者は、第1条に規定する要援護者又はその家族とする。ただし、前条第2号の事業については、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 要援護者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度の難聴児（以下「軽度難聴児」という。）を除く。）の属する全ての世帯員の前年分所得税が非課税であるとき。

(2) 要援護者（軽度難聴児に限る。）の属する世帯に前年分市町村民税所得割額が46万円以上の者がいないとき。

(事業の委託)

**第4条** 町長は、日常生活用具又は自助具等の給付を行う場合には、これら用具の製作若しくは販売を生業とする者（以下「業者」という。）に委託して実施するものとする。

(費用負担)

**第5条** 第2条第1号により給付を受けた者又はその家族（以下「利用者」という。）は別表第1、同条第2号による利用者は別表第2により、それぞれ町長が定める額を業者に支払うものとする。

(規則への委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月17日条例第26号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第10号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月26日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に給付等を受けた利用者が負担すべき額については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月28日条例第30号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に給付等を受けた利用者が負担すべき額については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年6月25日条例第40号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月26日条例第46号)

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月8日条例第11号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日条例第8号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成25年6月17日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月29日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月15日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

費用負担額表

(障がい者(児)日常生活用具給付事業)

世帯階層区分		費用負担額	月額負担上限額
生活保護	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0	0

一般世帯	市町村民税課税世帯(その他の世帯に属するものを除く。)	給付に要する費用の10%	37,200
その他の世帯	市町村民税課税世帯でその合計市町村民税所得割課税額が500,000円以上の場合	給付に要する費用全額	給付に要する費用全額

備考

- 1 利用者に負担させるべき費用の額は、利用者の属する世帯の当該年度の市町村民税課税額に応じて決定するものとする。
- 2 1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 3 毎年度の費用負担額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

別表第2 (第5条関係)

費用負担額表

(自助具等給付事業)

世帯階層区分			利用者負担額
第3条第1号に規定する利用者	A	生活保護法による被保護世帯	0円
	B	市町村民税非課税世帯	1,100円
	C 1	所得税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯(均等割のみ課税)	2,250円
	C 2	市町村民税所得割課税世帯	2,900円
第3条第2号に規定する利用者	D		給付に要する費用の3分の1

備考

- 1 利用者に負担させるべき費用の額は、利用者の属する世帯の当該年度の市町村民税課税額に応じて決定するものとする。
- 2 前項の費用負担額は、給付1回当たりの額とする。
- 3 費用負担額が自助具等の給付に要する費用の額を超えたときは、当該費用をもって費用負担額とする。

4 毎年度の費用負担額表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

○由仁町日常生活用具及び自具等給付事業条例施行規則

平成12年3月24日規則第4号

**改正**

平成12年12月20日規則第32号

平成13年1月31日規則第1号

平成13年8月23日規則第24号

平成14年3月29日規則第9号

平成15年3月28日規則第6号

平成15年12月1日規則第24号

平成16年6月22日規則第9号

平成17年4月26日規則第15号

平成17年12月4日規則第22号

平成18年3月31日規則第13号

平成18年9月28日規則第32号

平成19年3月29日規則第7号

平成21年9月1日

平成22年3月8日規則第3号

平成25年7月1日規則第29号

平成26年1月21日規則第3号

平成26年12月29日規則第28号

平成27年3月31日規則第9号

平成27年12月30日規則第31号

由仁町日常生活用具及び自具等給付事業条例施行規則

(目的)

**第1条** この規則は、由仁町日常生活用具及び自具等給付事業条例(平成12年由仁町条例第5号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用具の種目及び対象者)

**第2条** 給付等の対象となる用具の種目は、条例第2条第1号に規定する事業は別表第1、同条第2号に規定する事業は別表第2のそれぞれ「種目」欄に掲げる用具とし、対象者は、同表の「障がい及び程度」欄に掲げる者(以下「対象者」という。)とする。

2 給付する用具を具体的に決定するにあたっては、「消費税法施行令第14条の4の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」（平成3年厚生省告示第130号）及び「消費税法の一部を改正する法律（平成3年法律第73号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」（平成3年9月26日社更第199号厚生省社会局更生課長・厚生省児童家庭局障害福祉課長・厚生省児童家庭局母子衛生課長通知）を参考とする。

3 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日より別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間及び別表第2の補聴器（購入）に係る耐用年数を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が対象者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

4 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項に規定する福祉用具貸与及び同法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与並びに同法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費及び同法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費並びに同法第45条に規定する居宅介護住宅改修費の給付及び同法第57条に規定する介護予防住宅改修費の給付（以下「介護給付等」という。）により、第1項に規定する用具の給付等を受けることができる対象者は、当該介護給付等と重複して給付を行わないものとする。ただし、止むを得ない事情等があり、町長が特に認める場合については、介護給付等と重複して給付できるものとする。

（給付の申請）

**第3条** 用具の給付を希望する対象者又はその家族は、日常生活用具等給付申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）により町長に申請するものとする。

2 前項の申請にあたり、対象者のうち治療方針が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定める特殊の疾病に該当する者（以下「難病患者」という。）は、その程度を証明できる診断書（様式第1号の2）を添付しなければならない。

3 第1項の申請にあたり、居宅生活動作補助用具の購入費及び住宅改修費の給付の希望者は、申請書の提出時に必ず工事図面と改修工事見積書を添付するものとする。

4 第1項の申請にあたり、補聴器の購入費の給付の希望者は、医師の作成する意見書（様式第1号の3）を添付しなければならない。

（給付の決定）

**第4条** 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、対象者の身体の状況、世帯の経済状況等を調査書（様式第2号）により、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

なお、決定を行う場合は、必要に応じ心身障害者総合相談所長、児童相談所長等の意見を聴くものとする。

2 町長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、日常生活用具等給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具等給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を申請者に、日常生活用具等給付委託通知書（様式第5号）を業者にそれぞれ交付するものとする。

なお、その申請を却下することを決定した場合には、却下決定通知書（様式第6号）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付及び自己負担金の支払）

**第5条** 用具の給付決定を受けた者は、用具の引渡し時に給付券を業者へ渡すとともに給付券に記載されている自己負担額を支払うものとする。

（指定業者）

**第6条** 町長は、業者の指定にあたっては、低価格で良質、かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上、指定するものとする。

2 指定を希望する業者は、日常生活用具等給付業者指定申請書（様式第7号、以下「指定申請書」という。）に指定申請書に記載する添付書類を添え、町長に申請するものとする。

3 町長は、前項に規定する申請を受理したときは、第1項により審査し、指定業者として適当と認められるときは、日常生活用具等給付委託業者指定通知書（様式第8号）を申請業者に通知するものとする。

（費用の請求）

**第7条** 用具を納入した業者が町長に請求できる額は、用具の給付に必要な費用から給付を受けた者又はその家族が直接業者に支払った額を控除した額とし、給付券とともに町長へ請求するものとする。

（用具の管理）

**第8条** 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付又は担保と供してはならないものとする。

2 前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるも

のとする。

(給付台帳の整備)

**第9条** 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、事業の実施状況に関する諸帳簿を整理して備えることとする。

(委任規定)

**第10条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に指定業者の指定を受けている者は、本規則第7条第1項の指定を受けたものとみなす。

**附 則** (平成12年12月20日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(適用期日)

2 別表第1から第4に規定する基準額については、平成12年4月1日から適用する。

**附 則** (平成13年1月31日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

**附 則** (平成13年8月23日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

**附 則** (平成14年3月29日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

**附 則** (平成15年3月28日規則第6号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年12月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

**附 則** (平成16年6月22日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 当分の間、既に給付を行った従前種目であるワードプロセッサはパーソナルコンピュータの、盲人用テープレコーダー及びテープレコーダーは視覚障害者用ポータブルレコーダーの耐用年数を適用する。

**附 則** (平成17年4月26日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**附 則** (平成17年11月4日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**附 則** (平成18年3月31日規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年9月28日規則第32号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

**附 則** (平成19年3月29日規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年3月8日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年2月1日から適用する。

**附 則** (平成25年7月1日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年1月21日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成26年12月29日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年11月25日から適用する。

**附 則** (平成27年3月31日規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年12月30日規則第31号)

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

**別表第1** (第2条関係)

障がい者(児)日常生活用具

区分	種目	障がい及び程度	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者又は難病患者であって、寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る)又は難病患者であって、寝たきり状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障がい1級(常時介護を要する者に限る)又は難病患者であって、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(入浴に当って家族等他人の介助を要する者に限る)	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者(下着の交換等に当って、家族等他人の介助を要する者に限る)又は難病患者であって、寝たきり状態にある者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者又は難病患者であって、下肢又	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし、	159,000円	4年

		は体幹機能が不自由な者	天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く)		
訓練いす		下肢又は体幹機能障がい2級以上の者(原則として3歳以上の児童)	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100円	5年
訓練用ベッド		下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者(原則として学齢児以上の児童)又は難病患者であって、下肢又は体幹機能が不自由な者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢若しくは体幹機能障がい者又は難病患者であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	90,000円	8年
便器		下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の者又は難病患者であって、常時介護を要する者	対象者が容易に使用し得る者(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	手すり有 9,850円 手すり無 4,450円	8年
T字状・棒状の杖		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に比較的小程度の障がいがあり、T字状・棒状の杖の使用により歩行機能が補完される者	必要な強度と安定性を有するもの	4,725円	3年
移動・移乗支援用具		平衡機能、下肢若しくは体幹機能に障がいがある者又は難病患者であって、	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること	60,000円	8年

	家庭内の移動等において介助を必要とする者	ア 対象者の身体機能の状態を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする（ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。）		
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者（児）・精神障がい者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160円	3年
特殊便器	上肢障がい2級以上の者又は難病患者であって、上肢が不自由な者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの（ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	151,200円	8年
火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円 （ただし、1世帯につき2台を限度とする）	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者又は難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年

	電磁調理器	視覚障がい2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	対象者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上の者	上記に同じ	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 日常生活上必要と認められる世帯	音、音声などを視覚、触覚などにより知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温装置	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者又は難病患者であって、呼吸器機能が不自由な者	対象者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）	呼吸器機能障がい3級以上又は難病患者であって、人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	157,500円	—
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者であって、必要	対象者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年

		と認められる者又は難病患者であって、呼吸器機能が不自由な者			
酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	上記に同じ	17,000円	10年	
盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい2級以上の者(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	対象者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年	
盲人用体重計	上記に同じ	上記に同じ	18,000円	5年	
クールベスト	18歳以下の難病患者であって、体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	20,000円	—	
紫外線カットクリーム	18歳以下の難病患者であって、紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	年額 37,800円	—	
情報・意思疎通支援用具	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障がいがある者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能があり、対象者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年	
情報・通信支援用具	上肢機能又は視覚障がい2級以上の者	障がい者向けパーソナルコンピュータ周辺機器若しくはアプリケーションソフト	町長が必要と認められた額	—	
点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等に	383,500円	6年	

		(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)であって、必要と認められる者			
点字器	視覚障がい2級以上の者	点筆付きであり、対象者が容易に使用できるもの			①32マス18行両面書真鍮板製 10,920円 ②32マス18行両面書プラスチック製 6,930円 ③32マス4行片面書アルミニウム製 7,560円 ④32マス12行片面書プラスチック製 1,733円
点字タイプライター	視覚障がい2級以上の者(本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る)	対象者が容易に使用できるもの	63,100円	5年	①② 7年 ③④ 5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の者	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の新録が可能な製品であって、	① 89,800円 ② 36,750円	6年	

		対象者が容易に使用し得るもの。 または、②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者容易に使用し得るもの ③ワンセグ放送、AM放送及びFM放送に対応し、対象者が容易に使用し得るもの。		
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	上記と同じ	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	115,000円	6年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
盲人用時計	視覚障がい2級以上の者。 なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等	対象者が容易に使用し得るもの	① 触読時計 10,300円 ② 音声時計 15,500円	10年

		のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする		
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいがある者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭	喉頭摘出者	①笛式：呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの ②電動式：顎下部等に設けた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	① 5,250円 ② 8,505円 ② 73,605円	① 4年 ② 5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障がい者	点字により作成された図書	町長が必要と認められた額	—

排泄管理 支援 用具	者	①蓄便袋：ラテックス製① 又はプラスチックフィルム製で低刺激性の粘着剤② を使用した密封型又は下部開放型の収納袋 ②蓄尿袋：ラテックス製①②以内 又はプラスチックフィルム製で低刺激性の粘着剤 を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付き ③紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	①普通型 8,085円 ②簡易型 5,985円 ③女性用普通型：耐久性 8,925円 ④女性用簡易型：ポリエチレン製の採尿袋、導尿管付き（20枚1組とする）	月額9,030円 月額11,865円 別 ※①②の双孔式については、それぞれ月額に2を乗じた額を基準とする。	—
尿管器	高度の排尿機能障がい者	①②男性用：ラテックス製又はゴム製、採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を有するもの ③女性用普通型：耐久性 ゴム製採尿袋を有するもの ④女性用簡易型：ポリエチレン製の採尿袋、導尿管付き（20枚1組とする）	①普通型 8,085円 ②簡易型 5,985円 ③女性用普通型：耐久性 8,925円 ④女性用簡易型：ポリエチレン製の採尿袋、導尿管付き（20枚1組とする）	1年	1年
住宅 改修 費	居室生活動作補助用具 （ただし、特殊便器を設置	下肢、体幹若しくは移動機能障がい3級以上の者 住宅改修	200,000円	原則世帯につき 1回	

		する場合は上肢機能障がい2級以上の者)又は難病患者であって、下肢又は体幹機能が不自由な者		ただし、障がいの重度化等真に止むを得ない場合はこの限りではない
--	--	--	--	---------------------------------

- 注 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号等を含む。
- 3 性能を満たす基準額以上の機器についても、基準額を超える部分の自己負担を前提に給付することができる。

別表第2（第2条関係）  
自助具等

種目	障がい及び程度	性能	基準額
読書スタンド	寝たきりの高齢者又は身体障がい者（児）であって、その障がいの程度が2級以上の者	寝たまま読書ができるもの	10,300円
ページめくり	上記に同じ	手の不自由な高齢者及び上肢障がい者等が読書に使用できるもの	9,000円
ヘルプハンド	上記に同じ	手足の不自由な高齢者及び上肢障がい者等がものをつかむのに使用できるもの	10,500円
トイレ付ベッド	上記に同じ	ベッドに便器がついたもの	258,000円
入浴用リ	上記に同じ	回転、上下移動が可能なもの	282,400円

フト			
洗髪器	上記と同じ	寝たままの状態です髪できるもの	16,900円
難燃性寝具	上記と同じ	日本防災協会に設置する防災製品認定協会において認定ラベルの貼付がされているもの	80,000円
空気清浄器	上記と同じ	室内の空気の消臭殺菌に効果のあるもの	52,500円
ベッド用テーブル	上記と同じ	ギャッジベッドで背を起こした状態のまま使用できるもの	29,500円
簡易和式ギャッジ	寝たきりの高齢者	ふとんに寝たまま、上半身及び脚部が持ち上げられるものや背もたれで角度調整ができるもの	41,500円
トイレ用トランスファーボード	身体障がい者（児）であって、その障がいの程度が2級以上の者	車椅子から洋式便座に乗り移ることを容易にするもの	22,200円
補聴器（購入）	身体障害者手帳の交付を受けられない軽度難聴児であって、両耳の聴力レベルが30dB以上の者	耳かけ型、ポケット型、耳あな型、骨導式眼鏡型など（必要に応じてイヤモールドの追加を認める） 耐用年数は、原則5年とする	障害者総合支援法に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する基準（以下「基準」という。）に定める「高度難聴用耳か

			け型補聴器」の購入基準額（イヤモールドを追加する場合は、基準に定める修理基準の表に掲げる交換の額を加算した額を加算）の100分の104.8に相当する額と、補聴器の購入に要した額のいずれか低い額の3分の2（10円未満切捨）
補聴器（修理）	上記と同じ	耳かけ型、ポケット型、耳あな型、骨導式眼鏡型など	基準に定める「耳かけ型補聴器」の修

			理基準（ボ ケット型、 耳あな型 又は骨導 式補聴器 について は、耳かけ 型の修理 基準にあ る部品は この修理 基準を適 用すると ともに、耳 かけ型の 修理基準 がない部 品につい ては、助成 対象外と する。）の 100分の 104.8に相 当する額 と、補聴器 の修理に 要した額 のいずれ か低い額
--	--	--	---

			の3分の 2（10円未 満切捨）
--	--	--	------------------------

注 性能を満たす基準額以上の機器についても、基準額を超える部分の自己負担を前提に給付することができる。

**様式第1号**（第3条関係）

様式第1号の2（第3条関係）

**様式第1号の3**（第3条関係）

**様式第2号**（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第4条関係）

様式第7号（第6条関係）

様式第8号（第6条関係）